輸第11083号	重過りん酸石灰	43.0―37.5　重過りん酸石灰２号		住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第11084号	重過りん酸石灰	43.5―37.0　重過りん酸石灰２号		住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第11085号	重過りん酸石灰	43.5―37.5　重過りん酸石灰２号		住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第11086号	重過りん酸石灰	44.0―37.5　重過りん酸石灰２号		住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第13802号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素37		日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
輸第13804号	尿素	尿素45		セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第13806号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かす		株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13809号	化成肥料	CG化成肥料16―20―0		セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第13811号	水酸化苦土肥料	60.0水酸化マグネシウム		新ケミカル商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区京町三丁目１番１号
輸第105598号	被覆窒素肥料	被覆尿素B		株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第105600号	被覆窒素肥料	36.0被覆窒素		株式会社横浜グリーン	神奈川県横浜市中区不老町一丁目１番５号
輸第105601号	塩化加里	塩化加里１号		カゴメ株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号
輸第105606号	被覆複合肥料	硝酸態窒素入り被覆複合肥料16―７―12		株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

有効期間が令和13年10月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74196号	加工りん酸肥料	ひかり苦土高りん	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第74200号	化成肥料	コープショート14	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第74201号	化成肥料	コープショート21	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第74203号	化成肥料	スミショート14	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第74204号	化成肥料	スミショート21	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第74205号	化成肥料	コープショートA14	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第74206号	化成肥料	コープショートA21	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第78785号	化成肥料	複合フミンホスカ10号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第78786号	化成肥料	複合肥料075	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千九百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　生産業者の名称及び住所の変更

登録番号　生第104129号
　変更前　沖縄県宮古島市下地字与那覇219番地
　変更後　沖縄県宮古島市上野野原526―３
登録番号　生第104203号、生第104518号
　変更前　東京都新宿区西新宿八丁目14番27―1705号
　変更後　山梨県北杜市長坂町小荒間桜畑27番22
登録番号　生第104506号、生第104507号、生第104508号
　変更前　有限会社グリーン・グリーン
　変更後　グリーン・グリーン株式会社

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第108789号
　変更前　バーク汚泥堆肥
　変更後　木質チップ汚泥堆肥
登録番号　輸第7863号
　変更前　精製硫酸マグネシウム１号
　変更後　硫酸マグネシウム16.0

○農林水産省告示第千九百三十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74230号	化成肥料	穂茂有機入り化成２号	共栄肥料工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎174番地の１
生第80810号	汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	吉野川環境整備組合	徳島県美馬市穴吹町三島字小島1301番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和